

自動車共済制度改定のご案内

日頃より、当組合および自動車共済をご愛顧賜り心より御礼申し上げます。

この度、当組合では、共済契約者間の共済掛金負担の公平性を図る制度として導入しております「ノンフリート等級別掛金率制度」について今般、等級別の割引・割増率とリスク実態に乖離(かいり)が生じていることから、現行の等級別掛金率制度を見直し、平成24年10月1日付けで以下のとおり改定することといたしました。

ご契約者様には何卒、本改定の主旨および内容についてご理解を賜り、更なる自動車共済事業の健全化にご協力賜りますようお願い申し上げます。

I ノンフリート等級別掛金率制度の改定

1 ノンフリート等級別割引・割増率を「無事故契約者用(無事故係数)」と「事故有契約者用(事故有係数)」に細分化するとともに、すべての等級について割引・割増率を見直しました。

今回の「ノンフリート等級別掛金率制度」改定では、事故有契約者に対してリスク実態に応じて負担増を求める一方、無事故契約者については、全体として負担減を行うことにより、無事故契約者と事故有契約者の共済掛金負担の公平性を確保します。事故有契約者は共済掛金が引き上げとなり、無事故契約者は平均的に共済掛金が引き下げとなります。

【ノンフリート等級別割引・割増率 一継続契約の場合一】

〈改定後〉

(+割増、-は割引を示しております。)

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数	+64%	+28%	+12%	-2%	-13%	-19%	-30%	-40%	-43%	-45%	-47%	-48%	-49%	-50%	-51%	-52%	-53%	-54%	-55%	-63%
事故有係数							-20%	-21%	-22%	-23%	-25%	-27%	-29%	-31%	-33%	-36%	-38%	-40%	-42%	-44%

〈改定前〉

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
事故有無なし	+52%	+26%	+10%	-1%	-10%	-17%	-23%	-28%	-33%	-37%	-40%	-44%	-47%	-50%	-52%	-55%	-57%	-59%	-61%	-63%

① 初めてご契約される場合(前契約のない、新規のご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率についても同時に変更いたします。具体的な割引・割増率等の詳細につきましては共済代理所または当組合の各支部支局までおたずねください。

2 「車両盗難、飛び石、落書等の事故」について、リスク実態に応じた共済掛金負担とするため、「1等級ダウン事故」へ変更しました。

車両盗難、飛び石、落書等の一定の事故形態につきましては、「運転上のリスク」によって共済金が支払われた契約と比べて、リスクは低いものと想定されていたため、これまで事故を起しても「等級すえおき事故」として等級をすえおいていましたが、事故後のリスク実態が高い状況を踏まえ、「1等級ダウン事故」へ変更しました。

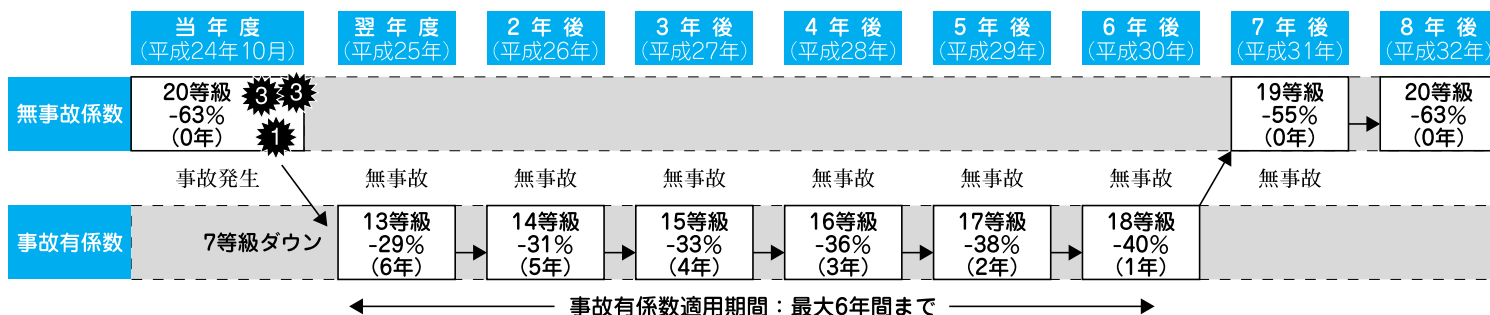
① 「等級すえおき事故」の詳細につきましては共済代理所または当組合の各支部支局までおたずねください。

3 事故有契約に対しては、事故1件につき3年間「事故有係数(低い割引率)」を適用します。車両盗難、飛び石、落書等の事故の場合には、事故1件につき1年間「事故有係数」を適用します。

「事故有係数」を適用する期間を「事故有係数適用期間」といい、「事故有係数適用期間」は最大6年まで積算し、1年間経過するごとに1年減算されます。

① 「事故有係数適用期間」は、共済契約申込書、共済証書等においては「事故有期間」の名称で等級の後に表示します。

〈適用例〉 当年度契約で事故が3回(3等級ダウン事故³ 2回、1等級ダウン事故¹ 1回)あった場合に適用される等級と係数(割引・割増率)
(-は割引を示しております。)



① ・事故有係数適用期間(最大6年間まで) = 3年×3等級ダウン事故件数 + 1年×1等級ダウン事故件数

・〈適用例〉の当年度のご契約は、共済期間の初日が平成24年10月ですので、改定前(現行)の等級別割引・割増率を適用します。

4 「ノンフリート等級別掛金率制度」改定は、平成24年10月1日付けで実施いたします。
 ただし、改定後の新しい制度の導入にあたって、ご契約者に「次契約からは新制度が開始される」旨を知っていただくために、1年間の周知期間を設定させていただきます。

周知期間は、改定実施日(平成24年10月1日)以降平成25年9月30日までの1年間とします。
 共済期間の初日が周知期間中の共済契約については、改定前(現行)のノンフリート等級別掛金率制度に基づき決定した等級別割引・割増率を適用します。共済期間の初日が周知期間終了後(平成25年10月1日以降)の共済契約には、前契約の事故情報等により、新制度に基づき決定した等級別割引・割増率を適用させていただきます。

	周知期間	経過措置期間(1年目)	経過措置期間(2年目)	経過措置期間終了後(本適用)
ご契約の共済期間の初日が属する期間	平成24年10月1日以降 平成25年9月30日まで	平成25年10月1日以降 平成26年9月30日まで	平成26年10月1日以降 平成27年9月30日まで	平成27年10月1日以降
無事故契約	改定前係数 <small>(ご注意)</small> A	[経過措置期間1年目] 無事故係数 <small>(下記5)</small> B	[経過措置期間2年目] 無事故係数 <small>(下記5)</small> C	[改定後係数] 無事故係数 D
事故有契約	改定前係数 <small>(ご注意)</small> A	[改定後係数] 事故有係数 E	[改定後係数] 事故有係数 E	[改定後係数] 事故有係数 E

ちゅうとこうかい
(ご注意)ただし、共済期間の初日が周知期間中のご契約で事故を起された後、周知期間中に中途更改(ご契約を任意解約し再度締結することをいいます。)された場合には、中途更改後の新契約については共済期間の初日が周知期間中であっても[改定後係数]事故有係数を適用します。また、共済期間の初日および末日(満期日)が周知期間中の短期契約(共済期間が1年未満のご契約)で事故があった場合、継続される新契約の共済期間の初日が周知期間内であっても[改定後係数]事故有係数を適用します。

5 無事故のご契約者に限定し、周知期間終了後2年間の経過措置期間を設定させていただきます。

経過措置期間は、周知期間終了後の平成25年10月1日から平成27年9月30日までの2年間とします。
 無事故の共済契約のご継続に際しては、ノンフリート等級別掛金率制度改定後、新たに改定後の無事故係数による割引・割増率を適用した場合に、無事故で翌年1つ上位の等級に進行したにもかかわらず割引率が減少することがないようにいたします。

【継続契約に適用するノンフリート等級別割引・割増率】

(+割増、-は割引を示しております。)

ご契約に適用する係数 (割引・割増率)		等級別割引・割増率(単位: %)																			
		1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
改定前係数	A	+52	+26	+10	-1	-10	-17	-23	-28	-33	-37	-40	-44	-47	-50	-52	-55	-57	-59	-61	-63
[経過措置期間1年目] 無事故係数	B	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-28	-40	-41	-43	-46	-47	-48	-49	-50	-52	-55	-57	-59	-63
[経過措置期間2年目] 無事故係数	C	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-29	-40	-42	-44	-46	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-55	-57	-63
[改定後係数] 無事故係数	D	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63
[改定後係数] 事故有係数	E	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44

6 フリート契約〔B方式(個別方式)〕の「フリート新規契約等級」の決定方法を改定します。

フリートにおいて、前契約のない場合の新契約に適用する「フリート新規契約等級」の定め方を次のとおり変更します。

適用割引・割増率の平均値から読み替えた等級

共済契約者のすべての共済契約に適用されている等級別割引・割増率の合計値を総契約台数で除して求めた平均値から所定の等級読替表で定めた等級。

変更

適用等級の平均値

共済契約者のすべての共済契約に適用されている等級の合計値を、総契約台数で除して求めた平均値

II その他(お取扱いの変更についての予告です。)

「搭乗者傷害共済の医療共済金(日数払)特約」のお引受けを、平成25年9月30日付けをもって終了します。

共済期間の初日が平成25年10月1日以後の共済契約について、搭乗者傷害共済の医療共済金のご契約は「部位・症状別払」のみとなります。(「搭乗者傷害共済の医療共済金(日数払)特約」のセットはできません。)

- この文書は、主に自動車共済の「ノンフリート等級別掛金率制度」の改定(平成24年10月1日付実施)の概要を記載したものです。改定の詳細につきましては、共済代理所または当組合の各支部支局までおたずねください。
- 自動車共済をご契約いただく際には事前に必ず「重要事項説明書」をご一読いただき、お分かりになりにくい点がございましたら必ず共済代理所におたずねください。

西日本自動車共済協同組合
 [本部] 福岡市博多区東比恵2-15-25 TEL (092) 441-5901 (代表) FAX (092) 441-5907

